

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域に係る特例措置の設定について

新 通 達	旧 通 達
<u>国自旅第 5 6 号</u> <u>令和 8 年 7 月 1 6 日</u>	国自旅第 3 2 1 号 平成 2 7 年 2 月 2 7 日 国自旅第 1 7 5 号 一部改正 平成 2 7 年 9 月 2 9 日 国自旅第 4 0 6 号 一部改正 平成 2 8 年 3 月 3 0 日 国自旅第 1 7 1 号 一部改正 平成 2 8 年 9 月 3 0 日 国自旅第 4 0 3 号 一部改正 平成 2 9 年 3 月 3 0 日 国自旅第 3 0 4 号 一部改正 平成 3 0 年 3 月 2 3 日 国自旅第 2 9 2 号 一部改正 平成 3 1 年 3 月 2 6 日 国自旅第 3 2 9 号 一部改正 令和 2 年 3 月 3 0 日 国自旅第 4 9 6 号 一部改正 令和 3 年 3 月 3 0 日 国自旅第 5 4 9 号 一部改正 令和 4 年 3 月 2 2 日 国自旅第 5 6 1 号 一部改正 令和 5 年 3 月 2 9 日 国自旅第 4 1 2 号 一部改正 令和 6 年 3 月 2 8 日 国自旅第 3 4 0 号 一部改正 令和 7 年 3 月 2 7 日 国自旅第 2 1 6 号 一部改正 令和 8 年 3 月 3 1 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域に係る特例措置の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で団体旅行から個人旅行に移行しているが、労働時間規制等によるバス運転士不足等によって、需要の集中する一定の時期や地域において貸切バスの供給が不足することが予想されることから、訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

訪日外国人旅行者を旅客とする運送については、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」において特例措置を設けて対応してきたところであるが、コロナ禍以降、インバウンド需要の回復に伴い、本特例措置による運行が増加した一方、特例適用中における事故件数は貸切バス全体の事故件数と比較して高い水準にあり、安全確保の観点から懸念が生じたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成１９年９月１３日付け国自旅第１３９号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送として取り扱うこととし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた
臨時営業区域の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は増加傾向にある一方で、深刻なバス運転者不足等により、引き続き貸切バスの供給が逼迫することが予想されることから、これら訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応するため、今般観光庁より臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を適切に確保しつつ、現下の訪日外国人旅行者の移動ニーズに適切に対応することを目的として、期間限定で、訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時の営業区域の設定について」（平成１９年９月１３日付け国自旅第１３９号）（以下、「臨時営業区域設定通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することとし、その詳細は下記によることとしたので、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

また、本件については、観光庁参事官（旅行振興）及び公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

なお、「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」は、本通達の施行をもって廃止する。

記

（１）対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定制度（以下、「安全性評価認定」という。）において二ツ星以上の認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ．１⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和１０年３月末日まで。
- ③ 営業区域 営業所が所在する都府県に隣接する都道府県（別記に定めるものに限る。）を臨時営業区域とする。

（２）対象とする旅客の範囲

（略）

（３）認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ．１③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。

記

（１）対象事業者及び認可期間、営業区域

- ① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者安全性評価認定を受けた貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定通達のⅠ．１⑤に該当しない事業者を除く。
- ② 認可期間 認可日から令和８年９月末日まで。
- ③ 営業区域 (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(ロ) (イ)の他に営業所が所在する府県に隣接する道府県（別記に定めるものに限る。）を運輸局の管轄区域にかかわらず臨時営業区域とすることができる。

（２）対象とする旅客の範囲

（略）

（３）認可手続き

- ① 臨時営業区域設定通達のⅠ．１③の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
- ② 貸切バス事業者安全性評価認定書の写しを添付するものとする。

③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。

④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（１部）を臨時営業区域を管轄する地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下、「各運輸局等」という。）に提出することとする。

⑤ 認可は原則として即日行うこととする。

⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成１１年１２月１３日付け自旅第１２９号）」第１.１.(３)に基づく運賃・料金の設定届出は、臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該臨時営業区域を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

（削除）

③ 運行管理体制、整備管理体制、乗務員の休憩施設の確保等に係る計画を「運行管理等計画書」として添付するものとする。

④ 臨時営業区域の設定に係る事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（１部）を（１）③（イ）の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。なお、（１）③（ロ）のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（１部）を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。

⑤ 認可は原則として即日行うこととする。

⑥ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（一部改正平成２６年３月２６日付け国自旅第６１８号）」第１.１.(３)に基づく運賃・料金の設定届出は、（１）③（イ）のみを臨時営業区域とする場合には、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金を適用する旨の記載を事業計画の変更認可申請書に記載することで足りることとする。

なお、隣接道府県（本来の営業区域に含まれている隣接府県の境界に接する市町村を除く）を発地又は着地とする運送（（１）③（イ）を着地又は発地とする運送を除く）については、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金の届出書又はすでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを提出しなければならない。

（４）指導事項

① 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の写しを携行させるとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示しなければならないことを指導するものとする。

(4) 認可に付す条件

認可に際しては、以下の条件を付すこととする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 安全性評価認定における認定の取消、失効又は一ツ星の認定（以下、「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等があった翌日から本認可は失効するものとする。

- ④ この認可に係る輸送実績報告書（別紙様式１～４）を以下の期日までに提出すること。また、この認可に係る自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号）第３条第１項に基づき報告が義務付けられた事故がある場合は、当該自動車事故報告書の写しを添付すること。

(イ) 令和９年９月１５日：認可日から令和９年８月３１日までの実績

(ロ) 令和１０年２月１５日：認可日から令和１０年１月３１日までの実績

- ⑤ 臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこととし、提出期限は厳守すること。
- ⑥ 臨時営業区域内を運行する事業用自動車については本認可書の写しを携行するとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示すること。
- ⑦ この認可は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

(5) 輸送の安全等に係る調査

(略)

(6) 認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

(略)

(7) 認可状況の公表

(5) 認可に付する条件

認可に際しては、以下の条件を付することとする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ報告すること。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下、「認定の取消等」という。）があった場合には、認定の取消等の後１ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。
- ④ 令和８年９月１５日までに、令和８年８月３１日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。なお、いずれも提出期限は厳守すること。

(新設)

- ⑤ この認可は、令和８年９月３０日限り、その効力を失う。

(6) 輸送の安全等に係る調査

(略)

(7) 認定の取消等があった場合に既に締結している運送の取扱い

(略)

(新設)

① 認可状況は、各運輸局等单位で実施するものとし、各運輸局等のホームページに掲載するものとする。

② 認可状況の公表内容は、次のとおりとする。

(イ) 認可年月日

(ロ) 営業所の所在都道府県名

(ハ) 事業者の氏名又は名称

(ニ) 認可された臨時営業区域

附 則（令和８年７月１６日 国自旅第５６号）

１ この通達は、令和８年１０月１日から施行する。

２ 廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」（５）の規定により付された条件に違反した者は、（１）①の対象事業者から除くものとする。

３ この通達の施行前に廃止前の「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成２７年２月２７日付け国自旅第３２１号）」に基づく運送の申込みについては、なお従前の例による。

別記

① 陸地で接する都府県

② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）

③ 青森県を営業区域とする事業者は、北海道

④ 北海道内を営業区域とする事業者は、北海道全域

⑤ 沖縄県内を営業区域とする事業者は、沖縄県全域

附 則（令和８年３月３１日 国自旅第２１６号）

１ この通達は、令和８年４月１日から適用する。

２ この通達の適用前にした改正前の通達の規定により現に認可を受けている者は、認可に付された条件に反した者を除き、本通達の適用日に道路運送法第１５条第１項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金に変更する場合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添えて運賃・料金変更届出書を提出することとする。

別記

① 陸地で接する府県

② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）

③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道

④ （新設）

⑤ （新設）